

広島県告示第四百二十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第三百六十七号（港湾法の規定による臨港地区内における分区の指定）で指定した備後圏都市計画福山港臨港地区内における分区の一部を次のように変更する。

なお、関係図書を広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所港湾課において縦覧に供する。

令和四年三月十七日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

変更後		変更前	
分 区	区 域	分 区	区 域
商港区	福山市港町二丁目、 同市東川口町一丁目、 同市引野町、同市一文字町、同市新涯町二丁目、同市箕島町及び同市箕沖町のそれぞれの一部	商港区	福山市港町二丁目、 同市東川口町一丁目、 同市引野町、同市一文字町、同市新涯町二丁目、同市箕島町及び同市箕沖町のそれぞれの一部
(略)	(略)	(略)	(略)
	面積 (ヘクタール)		面積 (ヘクタール)
	四四・三		四三・八